

建築基準法の改正に伴う手数料の追加です。

- ① 既存建築物を他の用途へ変更することに伴う改修工事を段階的に行う場合に、工事の全体計画に関する変更の認定及び工事の全体計画に関する認定に要する手数料です。
- ② 一時的に他の用途の建築物として使用する場合に、制限の緩和に関する許可に要する手数料です。

その手数料の追加に伴う関係規定の整理を行います。

埼玉県手数料条例の改正に伴う手数料の見直しに伴い、埼玉県手数料条例で定める手数料に準じて、現行の手数料を改めます。

問 認定及び許可において想定される事例は。

答 認定は、6階建ての事務所ビルの1、2階を飲食店に用途変更する場合、用途変更しない3階から6階の事務所部分の改修工事を階ごとに分けて行う例が考えられる。許可は、興行場、博覧会建築物、店舗などに一時的に転用する場合が対象となる。

問 認定及び許可申請件数の見込みは。

答 比較的規模の大きい建築物での認定、許可制度の活用が想定される。市では、小規模な建築物を取り扱うことや新築、増築等における同様の認定、許可実績はないため、申請

件数は少ないものと考えている。